

令和2年5月27日

厚生労働省 保険局  
医療課長 森光 敬子様

一般社団法人 日本作業療法士協会  
会長 中村 春基



新型コロナウイルス感染症の影響による  
外来リハビリテーション中止に伴う対応について

平素よりリハビリテーション専門職の活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、全国的に外来リハビリテーションの実施が控えられております。緊急事態は解除されましたが、この期間に疾患別リハビリテーションの標準算定日数が超過した対象者や、廃用が進行した対象者がおり、本来受けられるはずであったリハビリテーションの機会を逃したことによる国民への不利益が生じております。

今後、外来リハビリテーションが再開となった場合には、中止期間中に生じた心身機能、活動レベルの低下を補うために、十分な加療期間の確保が必要であると推測されます。

つきましては、以下の項目について要望いたしますので、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

新型コロナウイルス感染予防等において、外来リハビリテーションを中止せざるを得なかった場合、中止期間中に算定上限日数を超えた対象者等は、再開時に疾患別リハビリテーション料における算定日数上限の除外対象者である別表第九の八第一号、「その他別表第九の四から別表第九の七までに規定する患者又は廃用症候群リハビリテーション料に規定する患者であって、リハビリテーションを継続して行うことが必要であると医学的に認められるもの」として取り扱っていただき、事務連絡等での周知をお願いしたい。

以上